

### 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
益田市	北仙道地区 <small>迫莫座、下、中、郷日原、宮下、中下、上宮、東、長谷、西、西迫、上東西、萩原、郷炭釜、上嵩、上新田屋</small>	平成26年2月28日	令和6年3月29日

#### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	70.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	43.2 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	8.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	14.3 ha
(備考)	

#### 2 対象地区の課題

中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は、70歳以上かつ後継者未定の農業者の耕作面積上回るが、引き受けるための条件等の整理が必要で、地区内流動化を活発化させるためにも情報の共有化などが課題。

#### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区全体の水田利用は、集落に密着した中心経営体である集落営農法人組織が2経営体あり、また、比較的大規模な認定農業者1経営体と地区担い手農家が存在している。これら4経営体に農地の集約化を図る。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地中間管理機構の活用方針)  
北仙道地区の将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。  
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

#### (参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1	益田市大草町	7,000 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
2	益田市	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
3	益田市	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
4	益田市	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
5	益田市	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
6	益田市	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
	計	7,000 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>